

○群馬県警察通訳官等の運用について（例規通達）

平成 14 年 1 月 8 日

群本例規第 1 号（刑総）警察本部長

〔沿革〕

平成 15 年 3 月群本例規第 7 号（務）、16 年 3 月第 12 号（務）、18 年 3 月第 9 号（務）、19 年 3 月第 3 号（務）、20 年 3 月第 12 号（務）、5 月第 18 号（刑企）、22 年 3 月第 6 号（務）、24 年 3 月第 5 号（総企）、25 年 3 月第 8 号（教）、9 月第 30 号（教）改正

来日外国人犯罪及び日本人の国外犯等に対する群馬県警察通訳官等による外国語の通訳及び翻訳の業務（以下「通訳等」という。）は、群馬県警察通訳官等運用要綱の制定について（平成 6 年群本例規第 27 号）に基づき運用してきたところであるが、より一元的な管理、運用を図るため、次のとおり見直し、平成 14 年 2 月 1 日から施行することとしたから、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、群馬県警察通訳官等運用要綱の制定について（平成 6 年群本例規第 27 号）は、平成 14 年 2 月 1 日をもって廃止する。

記

第 1 用語の定義

1 通訳官

通訳官とは、通訳等を行わせるため、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）が警部補以下の警察官及びこれに相当する職にある一般職員（以下「職員」という。）の中から指定した者をいう。

2 民間通訳人

民間通訳人とは、警察からの要請を受け通訳等を行う者で、あらかじめ本部長が民間通訳人名簿に登録した者をいう。

3 通訳官等

通訳官及び民間通訳人をいう。

第 2 通訳官等の上申・推薦

1 通訳官の上申

(1) 所属長は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）と協議の上、職員の中から、通訳官認定基準（別表第 1）に適合する者を通訳官上申書（別記様式第 1 号）により、教養課長を経由して本部長に上申するものとする。

(2) 所属長は、職員の中に国際人材候補生登録制度運用要綱の制定について（平成 25 年群本例規第 29 号）別添の第 2 の 2 に規定する国際人材候補生がいる場合は、当該職員の通訳官としての適格性について常に配慮し、通訳官認定基準を満たすものについては、優先して通訳官に上申するものとする。

2 民間通訳人の推薦

所属長は、民間通訳人推薦基準（別表第 2）に適合し、民間通訳人としての適性を有すると認める者を把握したときは、本人の意向等を確認した上、民間通訳人登録推

薦書（別記様式第2号。以下「推薦書」という。）により、教養課長を経由して本部長に推薦するものとする。

第3 通訳官等の指定等

1 通訳官の指定

(1) 通訳官指定書の交付

通訳官の指定は、本部長が当該職員に対して通訳官指定書（別記様式第3号。以下「指定書」という。）を交付することにより行うものとする。

(2) 通訳官名簿への登載

教養課長は、通訳官が指定された場合は、群馬県警察通訳官名簿（別記様式第4号。以下「通訳官名簿」という。）に登載するものとする。

2 民間通訳人の登録

(1) 登録

民間通訳人の登録は、推薦書により教養課長が審査し、本部長が民間通訳人名簿（別記様式第5号）に登載することにより行うものとする。

なお、教養課長は、民間通訳人の登録に当たり、別に定める通訳等業務確認書を民間通訳人に作成させ、提出を受けるものとする。

(2) 登録通知

教養課長は、民間通訳人の登録が行われた場合は、推薦した所属長（以下「推薦所属長」という。）を通じて当該民間通訳人に登録の通知（以下「登録通知」という。）をするものとする。

3 通訳人名簿の作成

教養課長は、毎年度当初、通訳官名簿及び民間通訳人名簿を取りまとめ、通訳人名簿として関係所属長に送付するものとする。

第4 通訳官等の異動、解除等

1 通訳官等の異動等

(1) 教養課長は、通訳官等に異動、住所・連絡方法等の変更があった場合は、速やかに、その内容を関係所属長に通知するものとする。

(2) 通訳官は、異動した場合は、異動所属について所属長を経て教養課長に連絡するものとする。

2 指定等の解除

(1) 所属長は、通訳官の指定又は民間通訳人の登録（以下「指定等」という。）を解除する必要があると認めるときは、通訳官等指定・登録解除上申書（別記様式第6号）により、教養課長を経由して本部長に指定等の解除を上申するものとする。

(2) 本部長は、指定等を解除する必要があると認めるとき、又は前記(1)による解除の上申が適当と認められるときは、指定等を解除するものとする。

(3) 教養課長は、指定等が解除された場合は、自ら又は解除を上申した所属長を通じて当該通訳官又は民間通訳人に通知するものとする。この場合において、通訳官の指定を解除するときは、通訳官指定解除通知書（別記様式第6号の2）により通知するものとする。

(4) 通訳官が警部又はこれに相当する一般職員に昇任した場合は、通訳官の指定が

解除となるものとする。この場合において、前記(1)から(3)までの規定は適用しない。

第5 通訳官等の応援派遣等

1 通訳官等の応援派遣の要請等

(1) 通訳官の応援派遣の要請

ア 所属長は、通訳等を必要とする場合において、所属に当該事案に係る外国語に対応できる通訳官がいないなど所属の職員で対応することができないときは、通訳官の応援派遣を求めることができる。

イ 所属長は、通訳官の応援派遣を要請する場合は、教養課長と協議の上、通訳官派遣要請書（別記様式第6号の3）により、通訳官の所属する所属の長（以下「派遣所属長」という。）にその要請を行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により応援派遣要請を行うことができるものとし、事後速やかに、通訳官派遣要請書を派遣所属長に送付するものとする。

ウ 前記イの規定にかかわらず、所属長は、通訳官の応援派遣を要請する場合において、夜間、休日その他急を要するときは、派遣所属長に、直接、通訳官の応援派遣の要請を行うことができる。この場合において、通訳官の応援派遣を要請した所属長は、事後速やかに、教養課長に応援派遣の要請を行った旨を連絡するものとする。

(2) 民間通訳人への依頼

ア 所属長は、通訳等を必要とする事案が発生した場合において、通訳等を必要とする事案に係る外国語に対応できる通訳官がいないとき、又は前記(1)の規定による通訳官の応援派遣の要請を行った場合において、当該要請に応じられる派遣所属長がいないときは、民間通訳人に通訳等の依頼をすることができる。

イ 所属長は、民間通訳人に通訳等を依頼する場合は、民間通訳人に、直接、依頼を行うものとする。

(3) 他県登録民間通訳人等への依頼

ア 所属長は、通訳等を必要とする事案が発生した場合において、通訳等を必要とする事案に係る外国語に対応できる通訳官又は民間通訳人が登録されていないとき、又は対応できないときは、他の都道府県警察において通訳人として登録されている者（以下「他県登録民間通訳人」という。）に通訳等の依頼を行うことができる。

イ 所属長は、他県登録民間通訳人に通訳等の依頼を行う場合は、教養課長を経て、依頼するものとする。この場合において、教養課長は、他の都道府県警察に他県登録民間通訳人について紹介を受けるとともに、当該他県登録民間通訳人の運用状況その他通訳人としての適性を審査した上、依頼するものとする。

ウ 所属長は、通訳等を必要とする事案が発生した場合において、通訳等を必要とする事案に係る外国語に対応できる通訳官、民間通訳人又は他県登録民間通訳人が登録されていないとき、又は対応できないとき、かつ、緊急かつやむを得ない事情があるときに限り、通訳官、民間通訳人及び他県登録民間通訳人以外の者（以下「登録外民間通訳人」という。）に通訳等を依頼することができる。

エ 所属長は、登録外民間通訳人に通訳等を依頼する場合は、当該登録外民間通訳人の通訳人としての適性を審査した上、教養課長の許可を受けなければならない。この場合において、所属長は、教養課長の許可を受けたときは、登録外民間通訳人に、直接、依頼を行うものとする。

オ 所属長は、他県登録民間通訳人又は登録外民間通訳人を運用する場合は、別に定める通訳等業務確認書を作成させ、提出を受けるものとする。

(4) 他県から民間通訳人の紹介を依頼された場合の措置

教養課長は、他県から民間通訳人の紹介を依頼された場合は、民間通訳人の都合等を確認して回答するなど誠実に対応するものとする。

2 運用期間

(1) 通訳官等の運用期間は、真に通訳等が必要な期間とする。

(2) 他県登録民間通訳人及び登録外民間通訳人の運用期間は、通訳官等を運用することができない期間に限るものとする。

3 運用状況報告

(1) 通訳官の応援派遣の要請を行った所属長は、通訳官の派遣業務が終了した場合は、速やかに教養課長に報告するとともに、派遣所属長に連絡するものとする。

(2) 通訳官は、自ら行った通訳等の実績を月ごとに取りまとめ、通訳官出勤状況報告書（別記様式第7号）により毎月5日までに、所属長及び教養課長に報告するものとする。

(3) 民間通訳人、他県登録民間通訳人又は登録外民間通訳人（以下「民間通訳人等」という。）を運用した所属長（以下「民間通訳人等運用所属長」という。）は、その運用状況を民間通訳人通訳状況報告書（別記様式第8号）により、運用の都度、速やかに教養課長に報告するものとする。

第6 民間通訳人等に対する指導及び遵守事項の告知

1 民間通訳人等は群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）に規定する業務の委託を受けた者に該当し、その守秘義務については条例が適用されることから、推薦所属長は登録通知、民間通訳人等運用所属長は運用に際し、条例の個人情報保護に関する規定について説明し、遵守するよう指導するとともに、次の事項を民間通訳人等に告知するものとする。

(1) 業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(2) 通訳等の業務に関連し、証人、鑑定人又は参考人として、裁判所、検察庁その他官公署に出頭する場合は、あらかじめ教養課長に連絡しなければならないこと。

(3) 被疑者、被疑者の家族等から業務に関する相談を受けた場合は、相談を受けたことを必ず捜査官に伝え、必要な指示を受けること。

2 民間通訳人等運用所属長は、運用に際して前記1に定める指導及び遵守事項の告知を行った場合は、民間通訳人等に通訳確認書（別記様式第9号）を作成させ、教養課長にその写しを送付するものとする。この場合において、同一事件で同一の民間通訳人等を複数回にわたって運用するときは、2回目以降の運用時は通訳確認書の作成を省略できるものとする。

第7 通訳官等運用上の留意事項

- 1 所属長は、平素から通訳官等の把握及び確保に努めるものとする。
- 2 所属長は、派遣を受けた通訳官及び民間通訳人等を通訳等以外の業務に従事させてはならないものとする。
- 3 通訳官及び民間通訳人等の運用に当たっては、受傷事故その他の危害の防止に十分配慮するものとする。
- 4 所属長は、通訳官又は民間通訳人等の業務、身上等に関して、特異事案が発生した場合は、速やかに、本部長に報告するとともに事案の対応・処理に当たるものとする。
- 5 所属長は、裁判所、検察庁その他官公署から通訳官又は民間通訳人等の派遣要請を受けたときは、教養課長と協議の上、その運用を決定するものとする。

第8 指導教養

- 1 教養課長は、通訳官等に対し、必要な知識、技術等について指導教養を行うものとする。
- 2 所属長は、所属の通訳官を語学教養、国際犯罪捜査に関する教養等に積極的に参加させるなど、通訳官の語学能力を向上させ、国際的な知識を習得させるよう努めるものとする。

第9 謝金及び旅費の支給

1 謝金の支給

民間通訳人等が通訳等を行った場合は、所属長が群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）により謝金を支給するものとする。この場合において、特別な事情があるときは、所属長は、教養課長及び警務部会計課長と協議の上、謝金を調整することができる。

2 旅費の支給

所属長は、要請した民間通訳人等に対して、群馬県職員等の旅費に関する条例の運用について（昭和38年群本例規第21号）により旅費を支給するものとする。

第10 警察署における主管課

警察署における通訳官及び民間通訳人等に関する事務は、警務課において行うものとする。

第11 庶務

通訳官及び民間通訳人等に関する庶務は、警務部教養課において行うものとする。

別記様式 省略